

太田市一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第34号

太田市一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の給与の支給に関する規則（平成17年太田市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「。以下「勤務時間条例」という。」を削る。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第10条 条例第9条の規定により給料の調整を行う職員及び当該職員の給料の調整額は、次の表のとおりとする。

職員	給料の調整額
建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条に定める建築主事の職員	5,000円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。